

議案第188号

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。